五　東北管区警察局、中部管区警察局及び中国四国管区警察局の総務監察・広域調整部の部長、高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整第一課及び広域調整第二課の警部以上の階級にある警察官 六　四国警察支局の高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整課の警部以上の階級にある警察官	五　東北管区警察局、中部管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局の総務監察・広域調整部の部長、高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整第一課及び広域調整第二課の警部以上の階級にある警察官［号を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　四国警察支局警察学校（改正府令附則第二条第一項に規定する四国警察支局警察学校をいう。第三項において同じ。）の教務部に、教務科及び実務教官室を置く。

2　教務科及び実務教官室の所掌事務については、それぞれ、この規則による改正後の管区警察学校の各部の内部組織に関する規則（第四項において「新規則」という。）第二条及び第三条の規定を準用する。

3　四国警察支局警察学校の指導部に、学生科及び警務術科教官室を置く。

4　学生科及び警務術科教官室の所掌事務については、それぞれ、新規則第十二条及び第十三条の規定を準用する。